

事業譲渡に伴う生活衛生営業等関係施設等の申請等に係る確認書

年 月 日

大阪市長

(譲受者) 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

事業譲渡による申請等手数料の規定*の適用を受けるため、下記事項の説明を受け、内容を理解し了承しました。

記

チェック欄

- (1) 事業譲渡は、引継ぎの許可申請・届出という枠組みの中で、添付書類の省略等を可能とする（譲り受けたものから変更がない部分に限る）ものである。
- (2) 実地検査において構造設備変更が認められるものであつて、その変更が譲渡者の行ったものである場合、譲渡者がすみやかに変更届を提出する必要がある。
譲渡者が変更届を提出することができない場合、事業譲渡による申請等手数料の規定*の適用を受けることができないこととなり、譲受者は本件申請等を取り下げ、改めて新規手数料による申請等する必要がある。
- (3) 実地検査において構造設備変更が認められるものであつて、その変更が譲受者の行ったものである場合、事業譲渡による申請等手数料の規定*の適用を受けることができない。このため、本件申請等を取り下げ、改めて新規手数料による申請等する必要がある。
- (4) (2) 及び (3) において本申請等を取り下げた場合、本申請等にかかる手数料は還付されない。

※事業譲渡による申請等手数料の規定

- 美容所・理容所：大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例第2条第2項
- 興行場：大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例第4条第2項
- 旅館業：大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例第5条第2項
- 公衆浴場：大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例第6条第2項
- クリーニング業：大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例第10条第2項